

新・菰生槇山風土記：高知県香美市域120人から聞いた村の歴史・生活・民俗

楠瀬，慶太
九州大学大学院比較社会学府日本社会文化専攻：修士課程

服部，英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/1516062>

出版情報：2008-03-25. 九州大学大学院比較社会文化研究院服部英雄研究室
バージョン：
権利関係：

序章 歴史深き土地—ニロウ 蕨生・マキヤマ 槇山

序章 歴史深き土地—^{ニロウ}蕪生・^{マキヤマ}槇山

1、はじめに一限界集落と消滅した村々を目にして—

本書は、2007年夏高知県香美市域において行った現地調査の成果報告です。調査は、土佐国有数の荘園である大忍庄の荘域にあたる物部町を中心に行いました。当初は、著者の研究分野である中世の荘園研究の一貫として行った調査でしたが、調査を通じて目にしたものは多くの「限界集落」と「消滅した村」の姿でした。特に、この状況は山間部に位置する物部町で急速に進行しており、聞き取りに訪れた多くの家が、息子や孫は町に出て行ってしまっていて、おじいさんとおばあさんの二人暮らしという状況でした。



写真1 別府集落の廃屋

過疎化が進行しはじめたのは昭和30年代以降。中世以来の商品作物生産と材木搬出で順調な発展を遂げてきたこの地域でしたが、高度経済成長期以降、就職・通勤・出稼ぎなどの形で都市やその周辺部へ人が出て行くようになり、人口の地すべりの移動が起こったのです。また、ダム建設による一時的な人口流入、ダム景気の反動や道路拡張による町への交通路の整備も、人が村から出て行く契機となりました。このような『続物部村史』（1975年刊行）が描いた過疎化する村の姿はさらに進行し、1万人いた物部町の人口も現在では3千人にまで減少しています。こうした状況は、2007年の3町村（土佐山田町・香北町・物部村）の大合併も相まって、今後ますます進行するものと思われます。

そのような中で、最も危惧するのは、古代以来長い歴史を育んできたこの土地の景観、そして生活や歴史、民俗などの記憶が今まさに失われつつあるという現実です。平野部の土佐山田町や香北町では、圃場整備、宅地開発が進み、歴史的な景観が壊され、多くの生活や歴史、民俗などの記憶が忘れ去られてしまっています。これらの記憶の証言者となるのは昔のことを知る村のお年寄りの方々ですが、近年、高知県でも高齢化が進んでおり、お年寄りが寝たきりになったり、施設に入ったりして話を聞けないという状況が生まれています。ただ、幸いなことに山間部では80歳を過ぎても現役で農業に従事するなど、お年寄りが非常に元気です。そうは言っても、村の変化とともに、すでに多くの景観や記憶が失われており、予断を許さない状況となっています。

このような状況にあって、歴史学を専攻する著者が今やらなければならないことは、とにかく多くの人に、そして多くの地域で話を聞き、それを記録し残すことだと考えました。その結果、70集落、120名の方から話を聞くことが出来ました。これらを元に、本書では、文化十二年（1815）成立の「被山風土記」に倣い、この地域のエスノグラフィー（民族誌）・地誌として著者が村を歩き、見、聞いた「変わり行く村の姿と消え行く村の記憶」を記録したいと思います。まず、聞き取った地名をもとに、失われた、または、失われつつある

土佐の山村の歴史景観を復元してみたいと思います。次に、村の人達が語った大正・昭和期の村の姿を描いてみたいと思います。これらを通じて、葦生・槇山の消えゆく歴史・生活・民俗の断片を書き記したいと思います。

2、位置と環境¹⁾

高知県香美市は、2007年3月、土佐山田町、香北町、物部村の三町村が合併し誕生した(図1)。香美市は、物部川、国分川、吉野川の源流域から高知平野の北東部に位置し、面積は約538km²。地形は、概ね1000~1800mの高峰が周囲にそびえて急峻で、棚田、集落が広範囲に点在している(図2)。香美市の約9割を占める森林の多くは、剣山国立公園、奥物部県立自然公園、龍河洞県立自然公園に指定されている。年間降水量は、平野部の2,400mmに対して山間部では4,000mmを記録することもあり、温暖な気候とあいまって森林資源の形成や農作物の育成に適した地域である。気候は多雨、温暖であるが、物部川を遡るに従って、標高が上がり、気温が低下する。この環境の相違が物部川流域の多様な地域性を生み出している。

本書の対象となるのは、古代・中世の郷名では言えば、物部川中下流域の山田郷(旧土佐山田町)、上葦生川・物部川中流域の葦生郷、槇山川流域の槇山郷である(図3)。

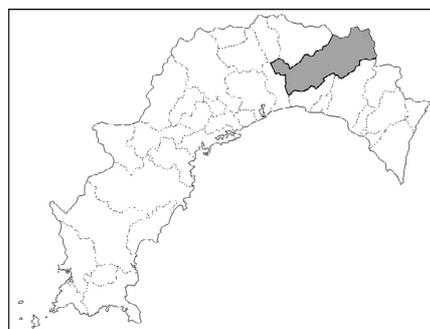


図1 香美市の領域

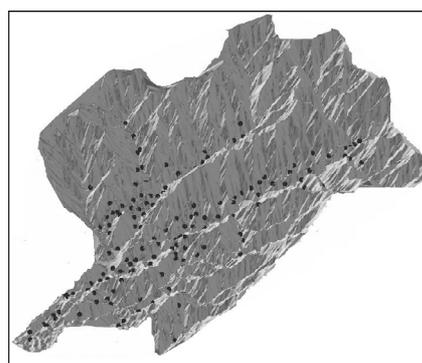


図2 物部町の集落分布

3、葦生・槇山の歴史²⁾

この地域の開発は、比較的早い時期から始まる。土佐山田町では旧石器時代の遺跡があり、縄文時代には香北町でも集落も見られるようになる。弥生時代には集落が広く展開するようになる。平安期の『和名類聚抄』の郡郷部に山田郷、大忍郷が見え、古代には物部川の上流域にも開発が進んだものと思われる³⁾。また、香北町葦生野にある美良布神社、物部町別役にいる小松神社が「式内社」として『延喜式』の神名帳に見える。

葦生郷は古くは山田郷に属する。『南路志』には「もとは美良布野という地名にて則此村よりおこりたる名なるへし。後に爾良布野と云ひ音便のくづれにて良を呂の如く布を宇の如く唱てニロウと云。この村美良布野といひまた美良布ましませばその名の起りたる源なるをおもふへし。此地名は美良布の神名よりおこりしなるへしとおもへと猶葦のよく生す

1) 香美市のホームページ及び、相馬 1986 を参照した。

2) 『香北町史』『物部町史』を参照。

3) 郷は50戸以上個数がなければ設置されない。

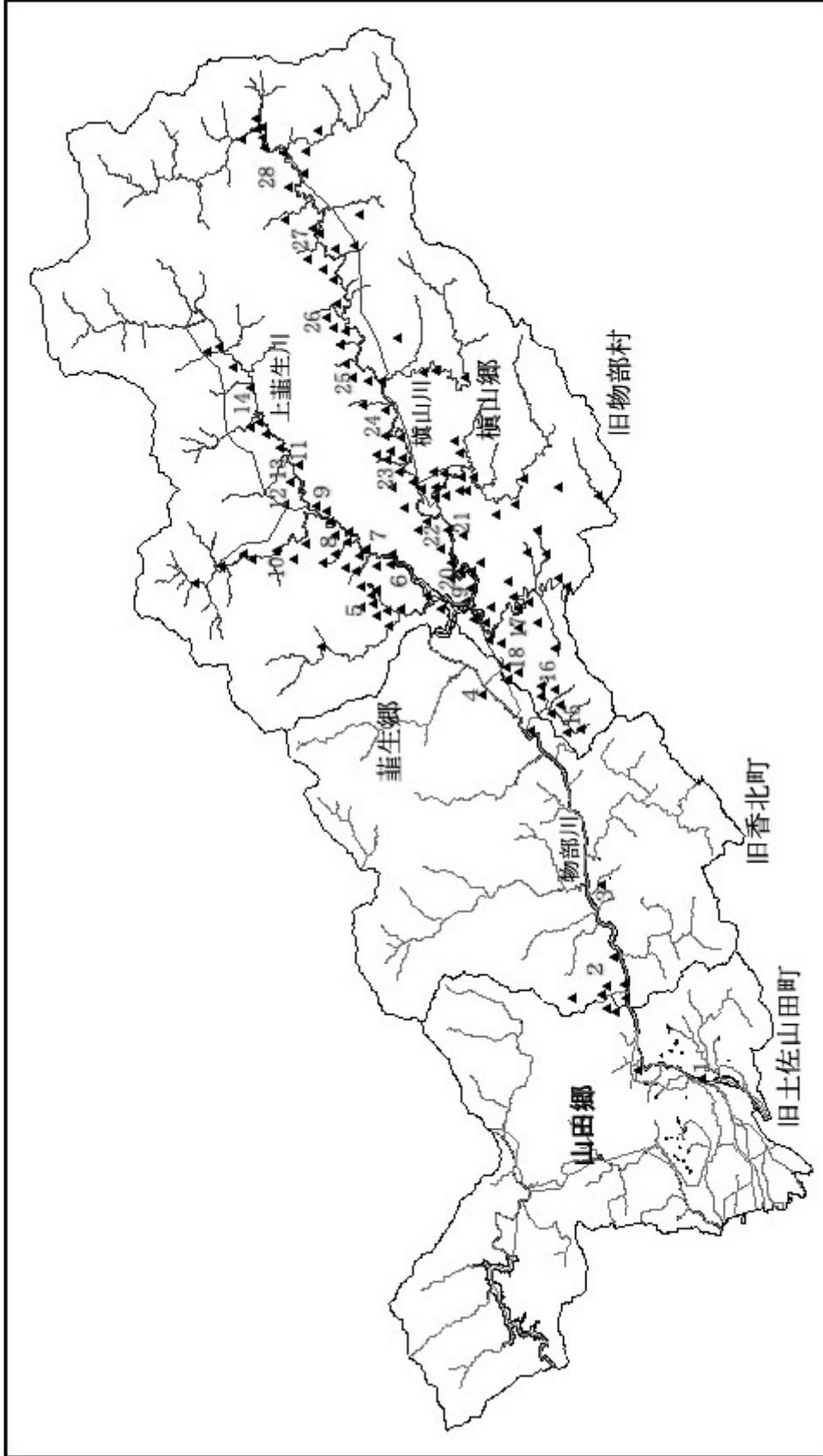


図3 香美市調査地図（旧物部村については▲は調査対象集落、旧土佐山田・香北町については調査集落）

る地なる故に名つけ、そこにまします神なる故御名にもおほせたり」とその由来が語られている。また、榎山郷は大忍庄に属し、榎山の名称は椈の木が多かったので名づけられたもので、文保、文永年間までは椈木と書いたが後榎山の字を用いるようになった。葦生・榎山ともに平家の落人伝説を持ち、その子孫を名乗る小松、門脇などの各氏が名開発を担った。鎌倉期以降の多くの文書群はこうした現状を反映している。特に、榎山郷は大忍庄の荘域に組み込まれ、多くの在地文書が残されている。戦国時代には、葦生郷は山田氏を中心に各氏が支配した。榎山郷では、各名主層が大忍衆として長宗我部氏の土佐・四国平定に重要な役割を果たすことになる。

長宗我部氏滅亡後は、在地武士は山内氏入国とともに知行権を没収され、百姓並とされた。彼ら伝統勢力は被官＝家来の留保を許され、さらに村方での実力を認められて村役人に起用され、江戸期の土佐の山間部の土地開発に重要な役割を果たす。この地域は、その後も土地開発と作物栽培で順調に生産力を発展させ、平野部、都市部への重要な食料・原料供給地となっていく。

4、調査・研究の概要

調査では、「地名の現地調査による歴史景観の復元」と「消え行く村の景観・記憶を聞き取り記録すること」を目的として現地調査を行った。

調査対象地域（図3）は、香美市域（物部町を中心に、香北町・土佐山田町）。調査期間は、2007年7月26日～9月7日の一ヶ月半。70集落をまわり、120名の人達から話を聞くことができた。現地調査では、以下のような調査を行った。

- ①聞き取り調査（聞き取り項目：地名（田・畑・山・谷・淵・石・用水路・橋・屋号など）、生業（農業・狩猟・採集・炭焼・牛馬・林業・紙漉きなど）、集落構造、流通（繭・木材流し・行商）、交通（道路・橋・川渡し）、生活（信仰・祭り・結婚・隠居・葬送・酒）、伝説、戦争体験、南海地震）
- ②分布調査（考古遺物の表採、遺跡分布状況の確認）
- ③文書調査（未発見文書の発掘）
- ④民具調査（山道具、農具、紙漉きの道具、鍛冶など）
- ⑤景観調査（GPSを用いた景観のデジタル化）

この結果、以下のような重要な成果を得た。

- ①天正十六年(1588)作成の『長宗我部地検帳』記載のホノギ（地名）の内、約80%を現地比定
- ②聞き取りによる新たな歴史・民俗の発見、生業の地域性・実態の解明
- ③新たな文書群（江戸時代後期～明治初期）を発見（松本善夫氏所蔵文書）
- ④過疎化する中山間地域の実態を記録

これらの内、②・④については近現代の事象であるため、本書では若干の歴史資料も交えながら民俗誌として描くことにする。また、①については、現地比定の成果をもとに近世

初期の村落景観の復元を行いたい⁴⁾。『長宗我部地検帳』を用いたこの地域の研究は、これまでも多く行われているが、いくつかの問題点も残されている。以下、研究史を整理して問題点を抽出したい。

5、研究史と問題の所在⁵⁾ 一大忍庄槇山を中心として一

菰生郷、槇山郷の研究は、文書史料を多く残す物部地域を中心に行われてきた。特に、槇山郷は土佐有数の荘園である大忍庄の東北部の山村で、多くの研究者が注目してきた。ここでは、この槇山郷を中心にこれまでの研究史を整理して問題の所在を明らかにしたい。

大忍庄の立庄・伝領・支配形態などについては、領主関係史料に恵まれず、不明な点が多いとされる(山本 1971)。立庄は『和名抄』にみえる大忍郷が荘園化したもので、鎌倉初期に成立したとされる。その後、得宗領、ついで北条時宗の施入により、鎌倉後期は極楽寺領、南北朝初期の熊野新宮造営料所を経て、その後は守護細川管領家の所領であったとされる。現地支配の庄官としては、預所・政所を中心に、代官・雑掌・下司・公文・田所・案主などが登場する。庄内では、広域管理のため、早くから「両政所」「東(西)政所」を設けるとともに、庄内を里分(山北・山南・徳王子・岸本)と山分(東川・西川、槇山)に分け、地域毎に下級庄官(専当・雑色)を任命して百姓名を統制していた(秋澤 1995)。

特に、槇山郷では『長宗我部地検帳』や特定の名の文書に恵まれ、主に名をめぐる研究が中心に行われてきた。研究は、豊田武氏(1955)の言及と在地史料の刊行(近世村落研究会編 1956)を契機に、山本大・秋澤繁氏(1956・1958)、横川末吉氏(1955・1959・1961)、正木喜三郎氏(1960)が名主職・専当職の移動や脇名の出現に注目し、鎌倉期における「一名一屋敷名主直営」(横川 1959)、鎌倉末期・南北朝期の脇名の形成とその背後にある「惣領制的統制」という展開が示された⁶⁾。近年では、秋澤氏が中世槇山の名について、名の改編を含めて包括的に論じている(秋澤 1995・2004)。地理学からは、松本豊寿氏(1958)・大脇保彦氏(1960)・相馬正胤氏(1986)によって『地検帳』から近世初頭の村落構造が論じられている。

これら名をめぐる「支配の形態」、「名の範囲」やその「占有」に関する研究の到達点として米家泰作氏の研究がある(米家 1996)。ここでは、中世槇山においては名の範囲が山地利用を統制する単位となり、その境界は焼畑を含む畑作を中心とした山地利用の競合を通じて確定されたものとされた。中世には耕作に不向きな高標高の場所よりも、土地利用に適した集水域を中心とした低標高の場所が相論の対象となり、領域が形成されたと評価している。

米家氏の相論関係文書と地名・地形の詳細な分析によって明らかにされたものも多い。しかし、すでに服部英雄氏が指摘しているように(服部 2004)、米家氏の地名認識および実証に不十分な点があることも事実である。これは、この地域のこれまでの景観復元研究に

4) ③の文書群の紹介については、後稿を記したい。

5) 秋澤 1995、米家 1996 を参照した。

6) このような理解に対して、十分な史料解釈と実証がなされていないという批判もある(黒川 1969)。

も言える問題点でもある。これら先行研究の景観復元方法は、行政の切図（小字図）や地籍図と文書群の比較という方法をとってきた。しかし、小字に残らない地名の抽出が困難なことや地理感覚のなさから地名比定の誤認が生じている場合もある。また、『長宗我部地検帳』を元にした景観復元も有効な方法であるが、天正十六年の『地検帳』と翌天正十七年の「門役帳」の比較から、検地者の地検地（屋敷地）抽出は作為的で全てが上げられているわけではないことが指摘されている点（横川 1959）や、大平・清爪・五王堂での再検地の際に⁷⁾、前検地に上げられていなかった検地地が多く上がっている点から、『地検帳』に記載された検地地以外にも屋敷や田・畑が存在している可能性があり、それが当時の景観の全てを語っているのではないのではないかという問題点がある⁸⁾。

しかし、検地地として上がっている場所が開発されていたことは疑いの余地がなく、それらを現地比定することによって、当時の景観の一部を復元することは可能である。そのため、これまでのような方法による断片的な景観復元でなく、地名の現地調査を行い、それに文書・地検帳などを複合して詳細な地名の現地比定によって景観復元を行う方法が求められる（服部 2004）。

6、資料と方法

本書では今回の現地調査による高い現地比定率を生かして、村ごとに詳細な景観復元を行うことにする。その際、現地比定された地名を地図上に落とし、そこから当時の集落・土地開発・水利といった景観を復元することにする。また、『地検帳』以外にもいくつかの文書・地誌等を用いて、村の景観や歴史・民俗についても述べたい。以下、本書で用いる文書・地誌について、その性格を述べる。

（1）『長宗我部地検帳』⁹⁾

『地検帳』の構成 『地検帳』は、天正十五～十八年を中心に長宗我部氏によって作成された土地調査台帳である¹⁰⁾。この内、本書の分析対象地域となるのは、「山田郷地検帳」「葦生谷地検帳」「葦生之内清爪名多平名五王堂名地検帳」「山田郷地検帳」「大忍庄地検帳」であり、これらは全て地検帳の形態をとり、「葦生之内清爪名多平名五王堂名地検帳」を除いて作成年次は天正十六年（1588）である。なお、「葦生之内清爪名多平名五王堂名地検帳」は、天正十五年の検地の際、不審な点のあった葦生郷の大平・清爪・五王堂の三名について、天正十九年（1591）に再検地を行ったものである。

また、天正期の検地以前に長宗我部氏は「古帳」と呼ばれる帳簿を持っていた可能性が

⁷⁾ 多平・清爪・五王堂では、「右清爪大井平ハ不審」（「葦生谷地検帳」）のため、天正十六年（前検地）に続き、天正十九年にも検地（再検地）が行われた。

⁸⁾ 清爪・五王堂の天正十六年と天正十九年の地検帳を再検討した所（第三章巻一）、検地の対象となっていない土地の多くは、把握の難しい山間部の畑地・切畑（焼畑）が多いことが判明した。これは、『地検帳』の指出検地的な性格と、それが色濃く残った山間部の検地の特徴とも言える。

⁹⁾ 横川末吉 1961『長宗我部地検帳の研究』を参照した。

¹⁰⁾ 『地検帳』の中には、名寄帳・所務帳・庄屋差出といった正確な意味では地検帳とは言えない帳簿類も存在する。また、その作成年代も天正・文禄・慶長、作成年次の無いものが存在し、複雑な構成を持っている。

あることも指摘されている¹¹⁾ (井上 1952)。『地検帳』の各筆にはしばしば「出何代」といった打出しが記載され、検地前の田地についても地高が定められており、天正検地以前の何らかの帳簿があったことは間違いない。この「古帳」(配分帳・給帳)について、横川氏は「長宗我部氏より出された知行状・坪付状と同一内容を持つものであったはずである」とし、これらは長宗我部氏によってそれ以前に土佐全域で総検地が行われた結果作成されたものではないとしている(横川 1961)。

『地検帳』の性格 天正検地は、太閤の命令による太閤検地であるが、長宗我部氏が主宰した指出検地であり、「太閤検地の一環でありながら、戦国的大名検地」であるとされる。天正検地の太閤検地との共通点は、六尺三寸竿(杖)¹²⁾・三百歩＝一反の採用¹³⁾、貫高・地高制から地高制への統一¹⁴⁾であり、これらは太閤秀吉の指示により徹底されていたとされる。一方、天正検地の太閤検地との相違点は、地積の単位「代」の採用¹⁵⁾、打出の採用・指出検地¹⁶⁾、検地役人の内部派遣¹⁷⁾、石盛の欠如¹⁸⁾であり、これら土佐の在地の実情に応じた検地は、太閤秀吉が土佐における長宗我部政権の伝統を尊重した結果であると評価される。このように、土佐の統一から十年以上経過した後の長宗我部氏の天正検地では、検地前に臣従した旧戦国武士層が長宗我部氏によってすでに秩序的に格付けされており、検地による徹底した兵農分離が強行されたとは言えないのである(横川 1961)。

本書の対象となる葦生郷、槇山郷といった山間部では、平野部と異なり、作人・居住者の登録が非常に曖昧で¹⁹⁾、給分は大概名分になっており、一地一作人の原則はほとんど徹

11) 『地検帳』の「配分古帳」「給帳」といった注記が、この「古帳」にあたると思われる。

12) 天正十五年十月四日の「安芸郡安田庄地検帳」には、「^(二)れより六尺三寸杖」とあり、六尺竿がそれ以前から使用されていたことが分かる。しかし、後の百箇条の掟書に、「一尺杖之事、城普請其外何によらず、本間六尺三寸たるへき事、附田地者、可為各別事」とあり、六尺三寸杖が以後徹底されたことが分かる。

13) 天正十五年十一月の「長岡郡池村地検帳」「長岡郡十市郷地検帳」の二帳に、「杖ハ六尺三寸ノ杖也 右定一段ト云ハ横五分 長六十分 合三百分 五十代一反也」「右定壹反ト云ハ 六尺三寸ノ杖ヲ以テ 横五分 長六十分 合三百分 五十代一反也」の記載があり、三百歩＝一段の法則が採用されていたことが分かる。

14) 土佐国において、天正検地以前の段階では、貫高と地高が地域ごとに併存していたとされる。この内、葦生郷では、『地検帳』に先年高(＝貫高)が今高(＝地高)とともに併記されている地域が多く、貫高制の慣行化が指摘されている。これらの地域は、出分が記載されていないものが多く、地高での把握は山間部では進んでおらず、なお名単位で一括された貫高制が慣用化されていたのではないかとされる。

15) 天正検地では、三百歩＝一段の原則に従いながらも、全国的にも例のない「代」＝六歩を採用している。土佐国の中世史料でも、「代」が慣用化されて使用されており、天正検地での「代」の使用は、その独自性を示すものとして評価される。

16) 『地検帳』では、すでに認められた検地前の田地高と、検地により増加した田地高(出分)が別々に明示されている。このような地高の検地前後の相違への慎重な扱いや、検地後坪付として新知行給与が認められる事例がいくつか見られることから、天正検地は指出検地的な要素が強いことを示しているとされる。反面、打出の「出分」に関しては検地役人によってある程度徹底した検地が行われたものと考えられる。

17) 各『地検帳』の末尾に記載された検地役人の多くは長宗我部氏の有力家臣であり、内部の人間が派遣されており、隣国伊予国の天正検地のように太閤秀吉から検地役人(浅野長政)が派遣されるということはない。

18) 『地検帳』には、地高が記載されるのみで、分米＝石盛の記載は欠如している。そのため、「上・中・下・下々」という田畑屋敷の等級と等級別地高が石盛の役割を果たしていたと考えられている。また、田畑屋敷の等級把握は天正検地以前から行われており、太閤検地の影響によるものではないとされる。

19) 扣者・作人・居住者が記載されていない土地が多く、同じ扣者が村の多くの田地を占めているケースも多い。

底されていない。また、出分もほとんど見られず、指出検地的な様相が非常に強い。これは、中世的な開発領主の系譜を引く名主（名本）による名の一円支配が色濃く残る山間地域の支配構造と深く関わっている。

『地検帳』の記載 『地検帳』では、江戸期の村の原型となる村ごとの検地が行われ、末尾に村高を記載するという方法が採られている。まず、検地地のホノギ（地名）²⁰⁾が書かれ、その横に「一所～反～代～歩」と地高²¹⁾が記載される。その下に、出分²²⁾・地目²³⁾・等級²⁴⁾・面積の内訳が記載される。その下には、その土地の給人または給分が記載され、その右横または左横に扣者・作人・居住者などが記載される。また、頭または末尾に、隣村との堺が記載される場合が多い。これらの記載は、付属CDの長宗我部地検帳記載集成表に図表化して示している。

（2）中世史料²⁵⁾

先述したとおり、韮生・槇山地域は中央の史料に恵まれない反面、在地の史料群に恵まれている。大忍庄関係の安芸文書・行宗文書・末延文書・柳瀬文書（以上『近世村落自治史料集第二編—土佐国地方史料—』所収）・岡内家文書などがそれであり、これらの大部分が『土佐国蠹簡集』『土佐国古文叢』に収録される。しかし、これらに収録された文書は近世期の編纂や写本であり、原本が確認できないものや、原史料との確認が取れないものが多く、史料学的には問題も多い。

『土佐国蠹簡集』 奥宮藤九郎正明の編纂。九巻。土佐国内の諸社寺や諸家に收藏されている古文書・記録・棟札・金石文・系図など 932 点を蒐集し、仁平元年（1151）から慶長の長宗我部・山内交代期に至るまでを年代順に配列したものである。

『土佐国蠹簡集拾遺』 谷垣守の編纂。七巻。『土佐国蠹簡集』編纂以後に発見された文書、奥宮正明の蒐集に漏れた文書を入れて編纂したもの。

『土佐国蠹簡集木屑』 柳瀬貞重の編纂。八巻。寛治元年（1087）から享保十一年（1726）に至る長期の文書が編年で収録されている。

『土佐国蠹簡集竹頭』 武藤平道の編纂。柳瀬貞重の依頼により、香美郡槇山の古記・旧事の類について各方面にわたり古記録を採録したもの。

『土佐国蠹簡集脱漏』 武藤平道の編纂。『土佐国蠹簡集』に漏れた文書、各種の銘文や寺社の縁起、奥書などが収録される。

『土佐国古文叢』 武藤平道の編纂。二十八巻。

²⁰⁾ ホノギ（地名）を中心として、「～ノ上」「～ノ下」「～ノ西」「～ノ東」のように方角で検地地を示す場合が多い。

²¹⁾ 単位は、1町=10反=500代=3000歩=6000勺である。

²²⁾ 出分とは、検地によって新たに見つかった土地（「打出し」）のことである。

²³⁾ 田、畠・山畠・切畠、屋敷・畠屋敷・山畠屋敷、荒、芝などがある。「田」は水田、「畠」は普通の平地部にある畑、「山畠」は山間部の畑（「切畠」を指している可能性もある）、「切畠」は焼畑、「屋敷」は屋敷のみが単独で存在する場合、「畠屋敷」は平地部で屋敷の周りに畑がある場合、「山畠屋敷」は山間部で屋敷の周りに畑がある場合、「荒」は耕作されていない土地、「芝」は草地のことか。

²⁴⁾ 「上・中・下・下々」の等級がある。

²⁵⁾ 『高知県史 古代・中世史料編』を参照した。

(3) 近世地誌

蕨生・槇山地域には、近世の文書群も数多く残るが、これら全てに言及することは難しい。本書では、以下の近世の地誌類を参考にして、歴史景観復元の助けとしたい。

『土佐州郡誌』 十八世紀前半（1707～1722年の間）の成立。土佐藩山内家の儒臣緒方宗哲により作られたものとされる近世土佐国の地誌である。

『寛保郷帳』 寛保三年（1743）の土佐国絵図作成に際し編纂されたもの。石高は元禄十三年（1700）の調査のままであるが、戸数・人口・男女比などは寛保二年（1742）に各名本に調査・記録させたもの。

『御奉行所様巡見御道引帖』 文化八年（1811）の成立。奉行の巡見に際して、蕨生郷中の地高・人高・家数などを調べて、黒代名本弥七郎が奉行所に差し出したもの。

『南路志』 武藤致和・平道の編纂。文化十年（1813）に成立した、土佐国の歴史・地理書。

『被山風土記』 岡内京吾平幸盛の編纂。文化十二年（1815）の成立。槇山各村を調査し、歴史、地理、伝説、古文書などを丹念に収録した地誌。

『弘化四未巡覧ニ附萬指出写』（以下『弘化四年調』） 弘化四年（1847）十三代藩主山内豊熙巡視の際、大庄屋柳瀬楠之丞の差し出した各村ごとの石高・戸数・人口・男女比などの記録。

(4) 近代史料

近代の史料については文書の所在や内容もほとんど明らかでないため、近世との比較も兼ねて、明治十二年（1879）に集落ごとに戸数、人口、産物等を調査した「産物帳」を参考にする。

7、本書の構成

まず、蕨生郷を一章「新・蕨生風土記」、槇山郷を二章「新・槇山風土記」として設定し、大字（中世の名・近世の村の単位）ごと（各巻の表題の後に示した（ ）の番号はその所在を示し、序章の図3に対応）に以下のようにその景観・歴史・民俗を詳述する。各巻は、「『地検帳』から見た村の景観」と「大正・昭和期の村の姿」の二部構成で、中世から近世そして近代・現代と村はどう変わったのかを描いてみたい²⁶⁾。

一 『地検帳』から見た村の景観

まず、『地検帳』段階の地名の現地比定について述べる。次に、『地検帳』から見た^①集落について、屋敷地の所在、村落形態を考察する。この地域では、『地検帳』段階の「屋号」が多く残っており、集落の変遷を追うことが可能である。また、田畑の所在から見た村の^②土地開発・水利の状況について考察する。加えて、江戸期の集落の所在や水利・土地開発の進行状況から、村落景観の変化について述べる。また、『地検帳』以外にも景観復元に関連する文書が存在する場合にはそれらについても検討を行う。

²⁶⁾ なお、本書に掲載した写真は全て著者が2007年夏の調査で撮影したものである。

二 大正・昭和期の村の姿

聞き取りにより明らかになった村のお年寄り達の若い頃、つまり大正から昭和期にかけての村の姿を以下の項目から描いてみたい。なお、文書等によって判明する事項がある場合、大正・昭和以前から記載を始める。

㊦地名

現地調査の中心となった地名調査の成果を報告する。大字ごとに地名地図を掲載する²⁷⁾。地図では、小字などの既知地名については「黒字」、新出地名については地名の最後に「+」、『地検帳』記載の地名は「赤字」で、『地検帳』記載の推定地名には「?」を付ける。集落は□で囲い、屋号は『』で括弧で示す。また、赤灰色に塗ったのが屋敷である。付属 CD に所収した「地検帳記載集成表」「地名集成表」を対照して見てもらいたい²⁸⁾。全ての地名を紹介することはできないので、いわれのある地名や特徴的な地名について説明する。

㊧集落

集落の中には消滅したものや人が居なくなって小規模化したものが多く存在する。大正・昭和期の集落の所在、屋号について述べる。

㊨生業・土地開発・水利

聞き取りによって明らかになった大正・昭和期の村の生業について述べる。村ごとに地形や環境をうまく利用した生業が展開しており、これらから村の個性を明らかにしたい。また、それらと関連した土地開発・水利についても述べる。

㊩交通・流通

交通の要衝で、中継拠点となる地域や物資の集散地となる地域では、様々な交通（道路・橋・川渡し）・流通（繭・木材流し・行商）の側面が現れる。これらは、点よりも線で理解するものであると考えるので、村を横断してこの地域の交通・流通を見てみたい。

㊪生活

過去には、信仰、祭り、結婚、隠居、葬送、娯楽など様々な民俗が各村に日常的に存在していた。聞き取りによって明らかになった人々の日常について、断片的ながら述べる。

㊫その他（※以上の㊦～㊫の内、特記事項の無いものについては省略する。）

一・二章の各村の記録を総括して、三章では「葦生・槇山の歴史・生活・民俗」について、その地域性と地域構造について総括的に述べてみたい。また、現地比定から見た『長宗我部地検帳』の性格についても検討を行う²⁹⁾。終章「変わり行く村の姿と消え行く村の記憶」では、著者が歩き、見、聞いた中山間地域の現状について述べて、村の今後について考えたいと思う。

²⁷⁾ 土佐山田町については、旧土佐山田町発行（昭和 57 年作成）の広域都市圏図（1/25000）を一部加工して使用した。香北町・物部町については、高知県知事の承認を得て、県発行（昭和 47 年作成）の森林基本図（1/50000）を一部加工して使用している（承認番号 平成 19 年 12 月 18 日付け 19 高森推第 605 号）。なお、作成した地図は、大正・昭和期の状況を示したもので、現在の状況を示したものではない。

²⁸⁾ 「地検帳記載集成表」は、『地検帳』の記載を図表化したもの。「地名集成表」は、小字、集落名、聞き取り地名などを集成したものである。

²⁹⁾ 堺相論関係文書に記載された地名も多くが比定できたが、その検討については後稿を記したい。